

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 4 年 6 月 29 日

（名称）信濃町地域公共交通協議会

生活交通確保維持改善計画の名称			
信濃町生活交通確保維持改善計画（令和 5 年～令和 7 年）			
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性			
<p>信濃町は、長野県の北部、新潟県境に位置し、人口 7,957 人（令和 3 年 9 月末現在）、総面積 149 km²で、黒姫山、飯縄山、斑尾山に囲まれ、標高 650m 付近に平高原盆地が広がる。</p> <p>幹線道路として国道 18 号と上信越自動車道が町の中央を縦断し、これらに接続する県道、町道、農道等が網の目状に整備されており、町全域が特別豪雪地帯に指定されている。</p> <p>当町の人口はこの国道・鉄道線沿を中心として古海・菅川・熊坂といった周辺部や山間地である黒姫にも広く分布している。町域内は勾ばいが多く、集落が点在し、公共施設は柏原区、商業施設は古間区（国道18号線沿い）に集中している。なお、病院については老朽化に伴い柏原地区内での移転（約700m）を予定している。また、人口減少、少子高齢化が著しく、町域内における65歳以上の老年人口割合は38.9%（平成27年国調）に達しており、県平均30.1%と比較しても高齢化が進行している地域といえる。（平成22年より過疎地域指定）</p> <p>町の公共交通においても、町民の就労環境の変化とモータリゼーションの進展により移動手段は自家用車が主体となったことから公共交通機関の利用者は減少を続け、民間交通事業者の収支悪化による廃止の決定を受け、町が事業費を支出することで路線の存続を図った。こうした背景から、町民・関係団体等を中心に「信濃町地域公共交通協議会」を立ち上げ、「信濃町地域公共交通総合連携計画」、「信濃町地域公共交通網形成計画」等の策定を経て、さらなる持続可能な公共交通網体系の実現を目指すため「信濃町地域公共交通計画」の策定に至った。</p> <p>信濃町の公共交通網は、長野市（飯綱町）へ通じる幹線交通である鉄道（バス）を軸に、町域内に路線バス、デマンドタクシーを組み合わせた公共交通機関網を構築している。また、路線バスはスクールバスの役割も兼ねており、町小中学校・町外高校への通学、高齢者の町立病院への通院や買物等、車を運転できない学生や高齢者等を中心に、生活に必要な交通手段として機能している。「信濃町地域公共交通計画」により住民サービスの向上や、適切な財政等掲げ公共交通の維持に取り組んでいるが、人口減少や自家用車の普及により行政負担の増加は続いている。しかし、車を運転できない町民生活に不可欠な交通手段でもあることから町の公共交通網は存続していく必要がある。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により路線バス（熊坂野尻線、高沢六月線、石橋板橋線、国道線）、デマンドタクシー「ふれあいコスモス号」を確保・維持し、しなの鉄道北しなの線に接続するフィーダー路線とすることで、町民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>			
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果			
(1) 事業の目標			
1) 利用者数の増加			
	項目	R5 目標	R3 実績※1
	路線バスの一般利用者数	6,803 人/年	6,445 人/年
	デマンドタクシー（ふれあいコスモス号）の利用者数	13,600 人/年	8,903 人/年
2) 利用者ひとりあたりの財政負担の軽減			
利用者ひとりあたりの財政支出は路線バスにおいては 6,892 円、デマンドタクシーにおいては 3,370 円と比較し財政支出を抑制する。（交通計画に基づく）			
※1 R3 年度実績について、交通年度（R2.10.1～R3.9.30）で把握した数値を採用。			
【信濃町地域公共交通計画 P55 参照】			

(2) 事業の効果

町全域を網羅するバス路線を維持することにより、高齢者・学生等の交通弱者の日常生活に必要な移動手段を確保することができる。また、高齢者が通院や買い物への利用ニーズの高い日中帯については、デマンドタクシー（ふれあいコスモス号）を組み合わせ運行させることにより効率的な運行体系を実現でき、公共交通利用者の満足度向上を図ることができる。また、更なる効率化を図るため、運行の再編の検証を行っていく。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・路線バス、ふれあいコスモス号の運行及び再編（信濃町、住民、交通事業者）
- ・タクシー等による移動への対応（信濃町、交通事業者）
- ・町民の協力意識の醸成（信濃町、交通事業者）
- ・運行種別ごとの利用促進（信濃町、住民、交通事業者）

【信濃町地域公共交通計画 P57～参照】

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

信濃町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・長電バス株式会社
- ・野尻湖タクシー株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

生活交通路線を運行している車両の老朽化に対応するため、新たに車両を代替し車両経費の軽減と事業収益の改善を図るとともに、生活路線の運行維持ならびに利用者へのサービス向上を図る。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

老朽化した車両の代替により、燃料費等の経費軽減を目標とする。

運行車両燃費：約 3.2 km/L → 約 3.5 km/L

(2) 事業の効果

路線を維持することにより沿線利用者の日常生活に必要な移動手段が確保され、過疎化の進む地域において、地域の活性化につながることを期待される。また、燃費改善を行うことにより、経費軽減を図り、利用者へのサービス向上にも資する。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

表6を添付。

なお、信濃町が国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

車両取得台数 1台 車両取得事業者 長電バス(株)

車両購入額 23,000千円(国7,500千円 信濃町15,500千円)

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

平成 22 年 2 月 24 日 設立 ※過去 3 年間分のみ掲載

○H31. 3. 20 第 30 回協議会

- ・公共交通利用分析状況について報告（H30 年度）
- ・観光路線バス運行計画及び大型連休に伴うデマンドタクシー臨時運行について協議
- ・デマンドタクシー利用者の拡充について協議
- ・地域公共交通確保維持改善計画について協議（H32 申請分）

○R1. 7. 29 第 31 回協議会

- ・事業計画について協議
- ・デマンドタクシー運行時間変更について協議

○R1. 3. 17 第 32 回協議会（書面）

- ・公共交通利用分析状況について報告
- ・観光路線バス計画について協議
- ・デマンドタクシー乗降場所看板設置について報告

○R2. 7. 10 第 33 回協議会（書面）

- ・事業計画について協議
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画について協議（R3 年度申請分）
- ・バス停の移設について報告

○R3. 1. 5 第 34 回協議会（書面）

- ・令和 2 年度 生活交通確保維持改善計画事業評価について協議

○R3. 3. 24 第 35 回協議会

- ・信濃町地域公共交通協議会規約の一部改正について
- ・令和 3 年度バス運行事業（観光路線バス）運行計画について
- ・バス停留所の安全確保対策における横断歩道の廃止について

○R3. 6. 25 第 36 回協議会

- ・事業計画について協議
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画について協議（R4 年度申請分）

○R3. 12. 9 第 37 回協議会

- ・信濃町地域公共交通計画の策定に係るアンケート調査等の結果報告について
- ・信濃町地域公共交通計画の策定について協議

○R4. 1. 5 第 38 回協議会

- ・地域公共交通確保維持改善事業評価および地域公共交通調査等事業について協議

○R4. 3. 14 第 39 回協議会

信濃町地域公共交通計画（素案）についておよび地域公共交通確保維持改善事業補助金について協議

○R4. 4. 26 第 40 回協議会

信濃町地域公共交通計画に寄せられたパブリックコメントについて及び同計画について協議、承認。

21. 利用者等の意見の反映状況

平成 22 年 8 月に全町民を対象にしたアンケート調査（移動実態／意識調査）を実施した。

- ・各集落から町中心部及びしなの鉄道黒姫駅への移動が大多数を占める
- ・日中の時間帯についてはデマンドタクシーによるきめ細かな運行への要望

主な調査結果については上記の内容であり、意見をもとに「信濃町地域公共交通総合連携計画」に反映させ公共交通体系を構築した。運行開始にあたっては、平成 24 年 2 月に住民説明会を実施するなど、理解促進に努めた。また、運行開始後も年 1 回の乗降調査を行い、利用者の意見をもとに乗降指定場所の見直しや、割引制度の拡充を行っている。

平成 28 年にも同様のアンケート調査を実施し公共交通網体系についてのニーズを把握した。また、住民説明会等の結果から、交通網体系の大幅な見直しや便の増減は実施せず、バスの運行時刻の見直しを実施していくこととし持続可能な公共交通網体系の維持に向け「信濃町地域公共交通網形成計画」に反映させた。

令和 2 年度から「信濃町地域公共交通計画」策定に向け、住民アンケートを実施。現状の課題やニーズを把握した。更なる効率化を目指し、公共交通の再編・運行に着手する。

なお、毎年度バス及びデマンドタクシー利用者を対象とした利用分析及びアンケート調査を実施しており随時見直しを行っており利用者の意見を反映する仕組みができています。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	長野県企画振興部交通政策課 長野地域振興局企画振興課
関係市区町村	信濃町
交通事業者・交通施設管理者等	長電バス(株)、野尻湖タクシー(株)、鳥居川観光タクシー(株)、長野県タクシー協会 しなの鉄道(株) 長野電鉄労働組合、株式会社東急リゾートサービス 長野建設事務所、長野中央警察署
地方運輸局	北陸信越運輸局交通政策部交通企画課、北陸信越運輸局長野運輸支局
その他協議会が必要と認める者	利用者代表（地区長、老人クラブ、婦人会等）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）長野県上水内郡信濃町大字柏原 428-2

（所 属）産業観光課 商工観光・癒しの森係

（氏 名）石川 淳美

（電 話）026-255-3114

（e-mail）syoukoukankou@town.shinano.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 5 年 月 日
(名称) 信濃町地域公共交通協議会

生活交通確保維持改善計画の名称			
信濃町生活交通確保維持改善計画			
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性			
<p>信濃町は、長野県の北部、新潟県境に位置し、人口 7,841 人（令和 4 年 9 月末現在）、総面積 149 km²で、黒姫山、飯縄山、斑尾山に囲まれ、標高 650m 付近に平高原盆地が広がる。</p> <p>幹線道路として国道 18 号と上信越自動車道が町の中央を縦断し、これらに接続する県道、町道、農道等が網の目状に整備されており、町全域が特別豪雪地帯に指定されている。</p> <p>当町の人口はこの国道・鉄道線沿を中心として古海・菅川・熊坂といった周辺部や山間地である黒姫にも広く分布している。町域内は勾ばいが多く、集落が点在し、公共施設は柏原区、商業施設は古間区（国道18号線沿い）に集中している。なお、病院については老朽化に伴い柏原地区内での移転（約700m）を予定している。また、人口減少、少子高齢化が著しく、町域内における65歳以上の老年人口割合は44.1%（令和2年国調）に達しており、県平均32.0%と比較しても高齢化が進行している地域といえる。（平成22年より過疎地域指定）</p> <p>町の公共交通においても、町民の就労環境の変化とモータリゼーションの進展により移動手段は自家用車が主体となったことから公共交通機関の利用者は減少を続け、民間交通事業者の収支悪化による廃止の決定を受け、町が事業費を支出することで路線の存続を図った。こうした背景から、町民・関係団体等を中心に「信濃町地域公共交通協議会」を立ち上げ、「信濃町地域公共交通総合連携計画」、「信濃町地域公共交通網形成計画」等の策定を経て、さらなる持続可能な公共交通網体系の実現を目指すため「信濃町地域公共交通計画」の策定に至った。</p> <p>信濃町の公共交通網は、長野市（飯綱町）へ通じる幹線交通である鉄道（バス）を軸に、町域内に路線バス、デマンドタクシーを組み合わせた公共交通機関網を構築している。また、路線バスはスクールバスの役割も兼ねており、町小中学校・町外高校への通学、高齢者の町立病院への通院や買物等、車を運転できない学生や高齢者等を中心に、生活に必要な交通手段として機能している。「信濃町地域公共交通計画」により住民サービスの向上や、適切な財政等掲げ公共交通の維持に取り組んでいるが、人口減少や自家用車の普及により行政負担の増加は続いている。しかし、車を運転できない町民生活に不可欠な交通手段でもあることから町の公共交通網は存続していく必要がある。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により路線バス（熊坂野尻線、高沢六月線、石橋板橋線、国道線）、デマンドタクシー「ふれあいコスモス号」を確保・維持し、しなの鉄道北しなの線に接続するフィーダー路線とすることで、町民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>			
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果			
(1) 事業の目標			
1) 利用者数の増加			
	項目	R6 目標	R4 実績※1
	路線バスの一般利用者数	6,404 人/年	6,404 人/年
	デマンドタクシー（ふれあいコスモス号）の利用者数	11,348 人/年	9,333 人/年
2) 利用者ひとりあたりの財政負担の軽減			
利用者ひとりあたりの財政支出は路線バスにおいては 6,892 円、デマンドタクシーにおいては 3,370 円と比較し財政支出を抑制する。（交通計画に基づく）			
※1 R4 年度実績について、交通年度（R3.10.1～R4.9.30）で把握した数値を採用。			
【信濃町地域公共交通計画 P55 参照】			

(2) 事業の効果
町全域を網羅するバス路線を維持することにより、高齢者・学生等の交通弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段を確保することができる。また、高齢者が通院や買い物への利用ニーズの高い日中帯については、デマンドタクシー（ふれあいコスモス号）を組み合わせ運行させることにより効率的な運行体系を実現でき、公共交通利用者の満足度向上を図ることができる。また、更なる効率化を図るため、運行の再編の検証を行っていく。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス、ふれあいコスモス号の運行及び再編（信濃町、住民、交通事業者） ・タクシー等による移動への対応（信濃町、交通事業者） ・町民の協力意識の醸成（信濃町、交通事業者） ・運行種別ごとの利用促進（信濃町、住民、交通事業者） 【信濃町地域公共交通計画 P57～参照】
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
信濃町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・長電バス株式会社 ・野尻湖タクシー株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線システムのみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
生活交通路線を運行している車両の老朽化に対応するため、新たに車両を代替し車両経費の軽減と事業収益の改善を図るとともに、生活路線の運行維持ならびに利用者へのサービス向上を図る。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
老朽化した車両の代替により、燃料費等の経費軽減を目標とする。 運行車両燃費：約 3.2 km/L → 約 3.5 km/L
(2) 事業の効果
路線を維持することにより沿線利用者の日常生活に必要な移動手段が確保され、過疎化の進む地域において、地域の活性化につながることを期待される。また、燃費改善を行うことにより、経費軽減を図り、利用者へのサービス向上にも資する。
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6を添付。 なお、信濃町が国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。 車両取得台数 1台 車両取得事業者 長電バス(株) 車両購入額 23,000千円(国7,500千円 信濃町15,500千円)
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

平成22年2月24日設立 ※過去3年間分のみ掲載

○R2.7.10 第33回協議会（書面）

- ・事業計画について協議
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画について協議（R3年度申請分）
- ・バス停の移設について報告

○R3.1.5 第34回協議会（書面）

- ・令和2年度 生活交通確保維持改善計画事業評価について協議

○R3.3.24 第35回協議会

- ・信濃町地域公共交通協議会規約の一部改正について
- ・令和3年度バス運行事業（観光路線バス）運行計画について
- ・バス停留所の安全確保対策における横断歩道の廃止について

○R3.6.25 第36回協議会

- ・事業計画について協議
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画について協議（R4年度申請分）

○R3.12.9 第37回協議会

- ・信濃町地域公共交通計画の策定に係るアンケート調査等の結果報告について
- ・信濃町地域公共交通計画の策定について協議

○R4.1.5 第38回協議会

- ・地域公共交通確保維持改善事業評価および地域公共交通調査等事業について協議

○R4.3.14 第39回協議会

- ・信濃町地域公共交通計画（素案）についておよび地域公共交通確保維持改善事業補助金について協議

○R4.4.26 第40回協議会

- ・事業計画について協議
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画について協議（R5年度申請分）
- ・信濃町地域公共交通計画に寄せられたパブリックコメント及び同計画について協議、承認

○R4.8.12 第41回協議会

- ・デマンドタクシーの運行計画見直しによる実証実験を行うための委託費用の増額について協議

○R4.11.1 第42回協議会

- ・冬季バス事業の変更（時刻表変更）について協議

○R5.1.27 第43回協議会

- ・地域公共交通確保維持改善事業評価について協議

○R5.2.24 第44回協議会

- ・鉄道ダイヤ改正による路線バスの運行時刻変更について協議

○R5.3.15 第45回協議会

- ・鉄道ダイヤ改正による路線バスの運行時刻変更（追加分）について協議

○R5.5.27 第46回協議会

- ・事業計画について協議
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画について協議（R6年度申請分）

○R5.6.7 第47回協議会

- ・地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議（R5年度申請分）
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画の修正について協議（R6年度申請分）

21. 利用者等の意見の反映状況

平成 22 年 8 月に全町民を対象にしたアンケート調査（移動実態／意識調査）を実施した。

- ・各集落から町中心部及びしなの鉄道黒姫駅への移動が大多数を占める
- ・日中の時間帯についてはデマンドタクシーによるきめ細かな運行への要望

主な調査結果については上記の内容であり、意見をもとに「信濃町地域公共交通総合連携計画」に反映させ公共交通体系を構築した。運行開始にあたっては、平成 24 年 2 月に住民説明会を実施するなど、理解促進に努めた。また、運行開始後も年 1 回の乗降調査を行い、利用者の意見をもとに乗降指定場所の見直しや、割引制度の拡充を行っている。

平成 28 年にも同様のアンケート調査を実施し公共交通網体系についてのニーズを把握した。また、住民説明会等の結果から、交通網体系の大幅な見直しや便の増減は実施せず、バスの運行時刻の見直しを実施していくこととし持続可能な公共交通網体系の維持に向け「信濃町地域公共交通網形成計画」に反映させた。

令和 2 年度から「信濃町地域公共交通計画」策定に向け、住民アンケートを実施。現状の課題やニーズを把握した。更なる効率化を目指し、公共交通の再編・運行に着手する。

なお、毎年度バス及びデマンドタクシー利用者を対象とした利用分析及びアンケート調査を実施しており随時見直しを行っており利用者の意見を反映する仕組みができています。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	長野県企画振興部交通政策課 長野地域振興局企画振興課
関係市区町村	信濃町
交通事業者・交通施設管理者等	長電バス(株)、野尻湖タクシー(株)、鳥居川観光タクシー(株)、長野県タクシー協会 しなの鉄道(株) 長野電鉄労働組合、株式会社東急リゾートサービス 長野建設事務所、長野中央警察署
地方運輸局	北陸信越運輸局交通政策部交通企画課、北陸信越運輸局長野運輸支局
その他協議会が必要と認める者	利用者代表（地区長、老人クラブ、婦人会等）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）長野県上水内郡信濃町大字柏原 428-2

（所 属）産業観光課 商工観光・癒しの森係

（氏 名）石川 淳美

（電 話）026-255-3114

（e-mail）syoukoukankou@town.shinano.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。